

平成 29 年 1 月 6 日
商 工 中 金

危機対応業務における不適切な手続による貸付について（続報）

平成 28 年 11 月 22 日付「危機対応業務における不適切な手続による貸付について」にて、危機対応業務において不適切な手続による貸付が行われたことをご報告しました。本件に関しまして、現時点で判明している状況についてご報告をさせていただきます。

また、調査の客観性を保つため、平成 28 年 12 月 12 日に当金庫と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を依頼しております。

改めてこのような事態が生じ、お客様及び関係者の皆様にお詫び申し上げます。

記

1. 概要

(1) 経緯

- ・平成 28 年 10 月 24 日、鹿児島支店の行った危機対応業務について、お客様が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、お客様から受領した試算表等を一部の職員が自ら書き換える等して対応したことが、当金庫内部で判明しました。
- ・手続が不適切であるのみならず、危機対応業務等の要件に該当しないものを該当したものとしていた場合には、損害担保や利子補給等の国の制度の対象とならないことになるため、平成 28 年 11 月 22 日、法令等に基づき監督官庁への届出を行い、経済産業大臣及び財務大臣から、本事案の徹底調査と原因の究明、調査結果を踏まえた必要な対応の実施及び再発防止策の策定の指示がありました。

(2) 現時点で判明している状況

- ・鹿児島支店及び同支店で不適切な手続を行った後、他の支店へ転出した者の担当した口座全件並びに全営業店の平成 28 年 4 月から 9 月までの 6 か月間の危機対応貸付について調査したところ、現時点では少なくとも 15 名の職員が、鹿児島支店 185 口座、岡山支店 8 口座、名古屋支店 20 口座及び松本支店 8 口座の合計 221 口座についてお客様から受領した試算表を修正したこと等が確認されています。更に同種の事例がないかは継続して調査中です。これらのうち、危機対応業務等の要件に合致していないため、後述 3. (2) の対応が必要な件数等を精査しております。
- ・現時点までの調査では、動機・原因は、お客様や内部の評価を得ること、審査の処理期限を間に合わせるために手順を省略したこと、予算管理の観点からではあるが危機対応業務の支店ごとの量的目安が示され、かつ、業績評価の対象となっていたこと、等と認識して

おります。

- ・上記はあくまで現時点における経過報告であり、不適切な手続が行われた支店、関与者数、口座件数については、更に増えていく可能性があります。今後、第三者委員会において更なる徹底調査を進めて全容を解明し、結果について改めてお知らせしたいと考えております。

2. 再発防止策

新たな発生を防ぐため、当座の対策として、営業店における手続の見直し（お客様からの受領書類にお客様と管理職が押印）や、本部内に危機対応業務管理室を設置し、危機対応業務全件の事前及び事後のチェックを実施する体制としました。また、危機対応業務を業績評価の枠組みから除外しました。さらに、職員に対して本事案の発生を踏まえたコンプライアンス研修を実施しました。

現在、第三者委員会へ調査を依頼しており、同委員会の提言に基づき、さらに必要な再発防止を図って参ります。

3. 今後の対応

（1）第三者委員会への協力

既に第三者委員会へ今後の調査を依頼しており、当金庫は、第三者委員会の調査に対して全面的に協力してまいります。また、第三者委員会による調査等により全容が解明され次第、その内容について、ご報告いたします。

（2）必要な対応の実施

資料の書換等によって危機対応業務等の要件に該当しない口座について、他の貸付への振替等によりお客様に不利益を及ぼさないよう手続きを行うとともに、日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払のあった利子補給金の返還等の適切な対応を行います。